

## 第3回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成12年2月8日(火)午後2時35分～午後5時5分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、池田利定、奥田善春、窪田博、津村貴一、日高  
容子、前場トモ子、森董、森田美智子

事務局 文書課長・嶋司芳正、情報公開室長・新谷厚、情報公開室係長・石畑  
欽一、情報公開室主査・真銅美雪

配付資料

- 1 会議次第書
- 2 包括的諮問事項(諮問個第1号)
- 3 個人情報関係例規
- 4 平成11年度情報公開条例に基づく開示請求(申出)内容等一覧

審議事項

- 1 包括的諮問事項について
- 2 審議  
(1) 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて  
(2) 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて  
(3) 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供することについて
- 3 答申について
- 4 その他

審議内容

- 1 包括的諮問事項について  
(1) 事務局から概要、適用例、条例施行後の本事項の取扱い等について説

明

( 2 ) 包括的に諮問することについて

〔 結論 〕

適当と認める。

〔 審議経緯 〕

[ 意見等 ]

個人情報保護制度は、当初コンピュータ処理に係る情報を対象にしていたが、それが手処理に係るものを含め、すべての情報に対象を広げたことにより、一般的な取扱いについて1件ずつ諮問をすることは事実上かなり困難であることから、こういった形であらかじめ包括的に類型化して諮問し、その範囲内で取り扱っていくことになった経緯があると考える。条例の趣旨を踏まえた上で、こういった形になることは仕方がないのではないかと。

[ 質疑 ]

Q . こういった事項は、ひな形や、国等からの指導等はあるのか。また、他の自治体でも同様な取扱いをしているのか。

A . ひな形や、国等からの指導等はないが、既に制度化している自治体の例を参考にはしており、個人の権利利益を侵害しない範囲内で市民負担の軽減、行政の効率化等を考慮して本市の制度に適合するよう作成している。また、多くの自治体でも同様の取扱いをしているようだ。

2 審議

( 1 ) 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて

〔 結論 〕

類型3の理由又は必要性欄の7行目の「委員等」の前に「市民、」

を加える。その他の事項については適当と認める。

[ 審議経緯 ]

[ 意見等 ]

類型3の理由又は必要性欄で、市民等と委員等が混在しているの  
で整理した方がよい。

収集という概念の中で、聴くこととそれを記録することを分けて  
考え、受動的に聴いた場合でも記録するのは必要なものだけにする  
よう心がける必要がある。

[ 質疑 ]

Q．類型4に関する事で、未成年者の作文等については、コンク  
ールへの応募等自発的なものであっても、その内容によっては偏見や  
差別が発生することが危惧されるようなときは、例えば教師や保護  
者などでチェックする必要があるのではないか。

A．本件はあくまで実施機関が収集する段階のものであり、その開示  
や公表となれば情報公開等で制限がかかってくる。また、コンク  
ールに出す場合などは、担任がある程度チェックをすることになると  
考えるが、表現の自由との関係で難しい面はある。

Q．類型5の理由又は必要性欄にある収集時期とはどの程度のものを  
想定しているのか。

A．収集した情報の正確性を考慮すると、その収集時期を確認する必  
要があるので最新のものであるのかどうか分かる程度ものとし  
て、おおむね年月までを想定している。

Q．類型8の場合、本人から自発的に提供される場合だけでなく実施  
機関から問いかけるということも含んでいるのか。

A．含んでいる。

Q . 類型 1 2 や 1 3 で実際に該当する様な例はあるのか。

A . 措置や減税等を行う際の直接の判断理由というよりは、そこに至る事情聴取などにおいて収集することがあると考えている。

Q . 住民意識調査等はこの類型だと 3 に該当するのか。

A . 住民意識調査等の場合、個人を特定するような内容はないと思うが、類型としてはそうなると考える。微妙な場合は審議会の意見を伺うことになる。

( 2 ) 本人以外から個人情報等を例外的に収集することについて

[ 結論 ]

本事項を適当と認める。また、答申には本諮問事項全体の厳格な運用についての文言を明記する。

[ 審議経緯 ]

[ 意見等 ]

本類型を適用する場合、条例第 7 条第 1 項の必要な範囲内という趣旨を徹底する必要がある。

今回諮問のあった事項は、広い範囲について一般的な内容であり、運用の仕方によっては拡大解釈をされる危険性もある。そこで、この事項に該当しない場合は当然として、その判断が微妙な場合は安易に判断することなく、個人情報保護の原則に立ち返って、本審議会の意見を聴いた上で取扱うよう、答申に盛り込み、本類型の厳密な適用など厳格な運用を要請してはどうか。

[ 質疑 ]

Q . 類型 1 や 3 などの場合、相談を受けるという状況からいうと受動的なものであるので「収集」という文言は適当ではないのではないか。

A . 日常用語的な使い方としてはなじまないニュアンスではあるが、  
条例上は収集には能動的、受動的の両面を含んでいると解釈しており、  
諮問事項を条例と対比させた場合、収集という言葉を使わざる  
を得ないとする。

Q . 類型 8 や 9 の場合は実施機関が能動的に収集することになると思  
うが、団体主催の行事の参加者が、住所、氏名等を記入したものを  
実施機関が収集することを許容しているとまでいえるのか。

A . 人数把握だけで済むような場合は収集することはないが、予算執  
行についての説明責任の範囲内で確認等する必要がある場合には収  
集せざるを得ないとする。

Q . 諮問事項 1 の類型 4 にある作文、論文等が本事項では類型化され  
ていないがよいのか。

A . 本類型にはないが、今後必要となった場合は類型の追加というこ  
とでまた審議会の意見を伺うことになる。

### ( 3 ) 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供することについて

#### [ 結論 ]

本事項を適当と認める。

#### [ 審議経緯 ]

#### [ 質疑 ]

Q . 条例第 9 条の目的の範囲を超えてとはどういったものか。

A . 本来個人情報は、ある目的のために収集し、その目的を達成する  
ために使用するものだが、第 3 者からの照会等の多くはその目的と  
は違った目的のための場合であり、どのような場合に提供できるか  
について今回諮問している。

Q . 類型 2 の場合など、法律で規定のある事項まで諮問するのはなぜ

か。

A . 法律の規定でも、個人情報を提供する義務が明記されているもの（刑事訴訟法第99条第2項等）と任意的なもの（弁護士法第23条の2第2項、刑事訴訟法第279条等）があり、義務的なものは条例第9条第1項第2号の法令等の定めに該当するが、任意的なもの場合は該当しないため、第2号以外の該当性を検討することになる。そこで、今回諮問させていただいたのは、第6号の該当性について、包括的に審議会の意見を聴くためである。

### 3 答申について

#### 〔結論〕

答申については会長、副会長で原案を作成し、郵送により各委員の確認の上で確定し、市長に答申する。

#### 〔審議経緯〕

上記の結論について異議等はなかった。

### 4 その他

#### 〔意見〕

行政とは常に市民との信頼関係により成り立っているということを再認識していただいて、行政のためでなく市民のためという視点で、適正な運用をしていただきたい。

#### 〔連絡事項〕

事務局から、本年4月以降の委員の選任に係る所属団体からの推薦について別途依頼する旨と、本日審議していただいた諮問事項を盛り込んだ事務の手引を作成現在作成中なので、出来次第配布させていただく旨の連絡があった。